

岸和田市景観審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例（平成17年条例第24号）及び岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成17年規則第33号）に基づき、岸和田市景観審議会委員の公募について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は次の条件を満たす者とする。

- (1) 年齢18歳以上の市民であること
- (2) 本市の他の審議会などの委員になっていないこと
- (3) 本市市議会議員又は本市職員でないこと
- (4) 岸和田市景観審議会の公募委員として過去に委嘱を受けた回数が3回に達していない者であること

(公募委員数及び任期)

第3条 公募委員数は、2人とする。

- 2 委員の任期は、委嘱日（令和6年4月1日予定）から令和8年3月31日までとする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集にあたっては、市広報紙及びホームページ等で広く周知する。

- 2 応募者には、別記様式1に定める応募用紙に次に掲げる事項を記載のうえ提出を求める。ただし、必要事項が漏れなく記載されていれば、任意の様式により提出することができるものとする。

- (1) 氏名、ふりがな
- (2) 自宅の住所、電話番号（日中連絡先）
- (3) 勤務先または就学先の名称、所在地、電話番号（※市外在住者のみ）
- (4) 生年月日、性別
- (5) 本市における活動経験がある場合はその内容
 - ①これまでの略歴
 - ②地域活動やボランティア等の活動実績
 - ③他の審議会等の委員就任実績
- (6) 次の2つのテーマについて合計800字程度にまとめたレポート
 - ①景観審議会への参加動機
 - ②岸和田らしい景観や景観に関して考えていること

- 3 募集期間は、令和6年1月4日（木）から令和6年2月2日（金）必着とする。

- 4 応募書類の提出方法は、次に掲げる方法のいずれかで行うものとする。

- (1) 郵送又は持参 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号
岸和田市役所別館2階 都市計画課
 - (2) ファクシミリ 072-423-3347
 - (3) Email tokei@city.kishiwada.osaka.jp
 - (4) インターネット 岸和田市ホームページ応募専用フォーム
- 5 提出された応募書類は返却しないものとする。

(選考委員会の開催)

第5条 公募委員の選考にあたっては、選考委員会を開催する。

- 2 選考委員会は、まちづくり推進部長、都市計画課長、建設指導課長をもって構成する。
- 3 選考委員会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(公募委員の選考方法)

第6条 公募委員の選考は、第4条第2項の規定により提出された応募書類により選考委員会が行うものとする。ただし、選考は応募者が特定されないよう明示し、行うものとする。

- 2 選考は、別表1 評価項目及び評価基準並びに選抜評価により応募書類を評価する。
- 3 段階評価は、応募書類について各選考委員が段階評価項目ごとに1点から5点の整数で評価点を付し、応募者ごとの評価点の合計を算出する。
(6項目×5点×選考委員3名=90点満点)
- 4 選抜評価は、レポート全体で見たときに他と比較して最も優れていると感じられる応募者のみに各選考委員が5点を上限として加点することとする。
- 5 評価点の合計の上位者から順に2人以内を公募委員として選考する。ただし、2人に達しない場合でも評価点の合計が満点の50%に満たない者は、選考しないものとする。
- 5 評価点の合計が同点の者が複数人いる場合、性別、年齢、住所(町名)の優先順にバランスの取れた委員構成となるよう選考委員会の合議により上位者を決定する。

(選考結果の通知及び公表)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対して通知するとともに、公募委員として選ばれた者については氏名を市ホームページで公表する。

- 2 選考結果の公表と併せて、選考委員の職名を公表する。

(公募委員の資格の喪失)

第8条 公募委員に次に掲げる事由が生じたときは、当該公募委員を解嘱する。

- (1) 第2条に掲げる条件を満たさなくなったとき
- (2) 心身の故障のため、委員の職務遂行に支障があり、又はこれに堪ええない状態に陥ったとき
- (3) 委員に必要な適格性を欠く行為や事実があったとき

(4) 本人から辞退の申出があったとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

(施行期日)

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 評価項目及び評価基準

【段階評価】

評価項目		評価基準
1	熱意・意欲	明確な動機を持って参加する意欲や熱意が見られるか。
2	論点整理	課題等について論点整理がなされており、わかりやすいか。
3	社会的知識	社会状況や本市の状況に関心を持ち、理解しているか。
4	地域住民性	本市市民の視点から、建設的な意見を述べているか。
5	公平性	委員としての責務を自覚し、公平公正な考えを有しているか。
6	経験	これまでの略歴や活動内容から委員としてふさわしい経験を有しているか。

※各評価項目すべて5段階で評価する（配点：6項目×5点＝30点満点）

【選抜評価】

評価項目	評価基準
選抜評価	レポート全体で見たときに他と比較して最も優れていると感じられるもの。

※該当する応募者のみに各選考委員が5点を上限に加点する